

⚠ 消費者注意報 case.3

その情報、本当に信じられますか？～儲け話にご用心！～

家でできる副業ってないかな…

24時間以内の申し込みに限り
通常3万円のところ、
9800円で情報を送ります



No.1

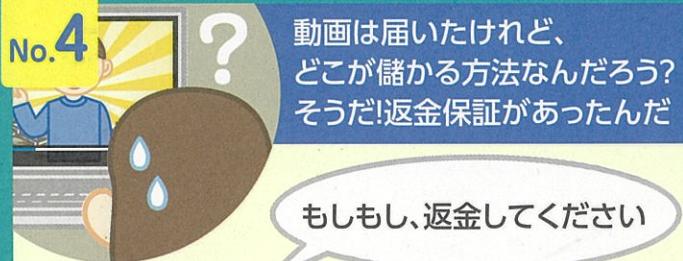
儲からないときの返金保証もあるし…。
それにしても情報商材って何だ?
でもまあイヤや。
支払方法はクレジットにしよう!

No.3



No.2 30万円は高いけど…億万長者かあ…

No.4



当社の『ハイパーモーカルカレッジ』は
クーリング・オフはできません。
儲かるはずですし、半永久的にサポート
しますから頑張ってください！



返金してくれないの? 騙された?

どうしたら、トラブルを防げるのですか～？



トラブル内容や注意事項

情報商材とは、主にインターネットを介して売買される情報のことです。

儲け話や異性にモテる方法などのノウハウを情報として提供するのですが、ほとんど価値のない情報であることも多く実際に届いてみると内容が分からないので、購入は慎重にしましょう。

No.1

「必ず儲かる」などの広告は信じないようにしましょう。

簡単に高額な収入が得られるなどのうまい話はありません。

24時間以内に登録すれば「お得」などと関心を抱かせます。申し込みの時間制限は、契約を急がすための手口です。

No.2

その体験談、信用できますか？

「大金持ちになったという成功者」の話で興味を引き、高額な契約を誘引してきます。

No.3

返金保証があるからと、安易に申し込まないようにしましょう。

返金保証と記載があっても、実際は条件を満たすことが非常に困難なことが多いので安易に契約しないようにしましょう。

No.4

内容がわからない契約はしないようにしましょう。

契約をするまで情報商材の内容がわからぬため、思っていた内容と異なるなどのトラブルが起こります。

また、当初の購入代金に加えて、情報を継続的に得るために、説明のなかった費用を後から請求されたり、業者と連絡がとれなくなることもあるので注意が必要です。

トラブルを避けるための ワンポイント！

- ①安易に広告を信用せず、「必ず」「確実」などの広告文が実現可能かよく考えましょう。
- ②体験談などをうのみにせず、どのような作業を行うのか、本当に収入になるのかを第三者の意見を聞くなどして冷静に判断しましょう。
- ③「24時間以内に」「まもなく売り切れ」など契約を急がせる業者には注意しましょう。
- ④返金保証の記載があっても、実際はその条件を満たすことが困難な場合や条件を満たしていくても業者が返金しないケースがあるので注意しましょう。
- ⑤リスクが高い高額な契約や内容が不明瞭な契約はしないようにしましょう。
- ⑥通信販売で契約した場合は、クーリング・オフできないので注意しましょう。
- ⑦販売業者の所在地や連絡先の確認をしましょう。



不安な時は
まずお電話を！

消費者ホットライン（お近くの消費生活相談窓口につながります）

188（いやや！）

京都府消費生活安全センター くらしの相談

075-671-0004

京都府消費生活安全センター 高齢者消費生活ホットライン

075-671-0144

消費生活土日祝日電話相談（緊急のみ）

075-257-9002